

■はじめに■

この問題集は、公認会計士論文式本試験「会計学・財務会計論」における理論（財務諸表論）対策を意図して作成しており、受験上必要と考えられる論点を可能な範囲で網羅したものである。

この問題集の利用に当たって、以下の点に留意されたい。

① ■Pattern■について

■Pattern■☆☆☆～☆とは、本試験の出題パターンを大きく3つに分類したうえで、各論点がそれぞれのパターンに該当するのかが示したものであり、その内容は以下のとおりである。各パターンごとに学習のアプローチが異なるため、それぞれの内容をしっかりと把握したうえで学習を進めていただきたい。

☆☆☆：財務会計の基礎にある会計理論や基礎概念に関する理解力を養うための論点であり、大半が会計基準の意見書や結論の背景(以下、「意見書等」とする。)に記載されている典型論点である。したがって、このパターンにおいては、論点自体の理解力に加えて意見書等の記載内容を忠実に表現する能力や答案の構成能力が求められることが多い。

☆☆：☆☆☆と同様、財務会計の基礎にある会計理論や基礎概念に関する理解力を養うための論点であるが、本試験では意見書等に記載されていない応用論点として出題されることが想定される。したがって、このパターンにおいては、会計理論や基礎概念の理解力のみならず、それを応用して解答を作成する思考力が求められることが多い。

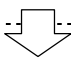

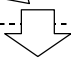


☆：会計処理等の知識を確認するための論点であり、大半が本試験において配布される会計基準集に記載されている論点又は簿記で学習済みの論点である。このパターンにおいては、会計基準を参照する能力や会計処理等に関する知識力が求められることが多い。

注：したがって、上記の☆の数は、出題可能性や重要性を示唆するものではない。

② ■Point List■について

■Point List■とは、各論点を学習する上で網羅すべき事項を細分化して表形式にまとめたものである。したがって、必要な知識のイン・プットだけでなく、知識をアウト・プットするためのツールとして利用することを意図しており、今後の学習の中心になると考えられる。

以下の表は、■Point List■のなかにある下線及び吹き出しの意味である。

(1)	(2)	(3)
下.....線 	 	 
論文式本試験において配付される会計基準集に記載されている内容であるため、覚える必要のない事項である。	主として、本文に記載されている内容を補足するため記載であるが、本文と同様の重要性がある事項である。	吹き出しを行った単語の定義となるものを記載している。

③ 例題・■Point Flow■・■解答例■について

例題・■Point Flow■・■解答例■とは、各論点のイン・プットが完了したことを前提として、当該論点に関する知識を整理するための第一段階にあるアウト・プットである。ここでは、まず例題を示し、■Point Flow■により要点を整理したうえで、その■解答例■を示している。ただし、例題を解くのは、あくまでアウト・プットの一環に過ぎず、■解答例■を暗記することには何ら意味を持たないことに注意されたい。

■ 章立て ■

第 1 章	財務会計総論	1
第 2 章	財務会計の基礎概念	17
第 3 章	一般原則等	41
第 4 章	損益会計	65
第 5 章	資産会計総論	107
第 6 章	負債会計総論	127
第 7 章	純資産会計総論	137
第 8 章	財務諸表等	157
第 9 章	棚卸資産会計	215
第 10 章	固定資産会計	251
第 11 章	繰延資産と引当金の会計	303
第 12 章	リース取引会計	335
第 13 章	固定資産の減損会計	355

第1章 財務会計総論

■Index■

- 論点1-1 企業会計の意義 ☆
- 論点1-2 財務会計の目的に関する考え方 ☆☆
- 論点1-3 我が国の制度会計 ☆
- 論点1-4 概念フレームワークにおける財務報告(財務会計)の目的と機能 ☆☆
- 論点1-5 会計基準を設定する方法 ☆
- 論点1-6 金融商品取引法における連結先行論 ☆

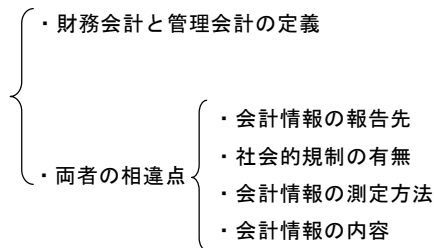
論点 1-1

企業会計の意義

財務会計と管理会計の意義について、両者の相違点を明らかにしながら説明しなさい。

■Pattern■ ☆

■Point Flow■



■解答例■

財務会計とは、企業外部の利害関係者に対する会計情報の報告を目的とした会計をいう。他方、管理会計とは、企業内部の経営者に対する会計情報の報告を目的とした会計をいう。このように、両者は、会計情報の報告先について相違する。

次に、財務会計は、外部の利害関係者に対して企業の財政状態や経営成績を真実かつ公正に示す必要上、その会計処理や財務諸表の表示方法などについて原則として社会的な規制が加えられるが、管理会計は、企業内部における会計情報の作成・報告であるから、原則として社会的な規制は加えられない。このように、両者は、社会的規制が加えられるか否かについて相違する。

また、財務会計は、会計情報の測定にあたり、主として貨幣的測定が行われるが、管理会計は、様々な経営意思決定のための情報が求められるため、会計情報の測定にあたり、貨幣的測定に加え、多くの物量的測定も行われる。このように、両者は、会計情報の測定方法について相違する。

さらに、財務会計においては、不特定多数の利害関係者向けに会計情報が作成・報告されるため、その内容は主として過去の・要約的であるが、管理会計においては、特定少数の経営者向けに会計情報が作成・報告されるため、その内容は過去の・要約的な情報のみならず、将来的・詳細な情報も含まれる。このように、両者は、会計情報の内容について相違する。

■Point List■

		企業会計の意義	
定義		営利を目的とする組織である企業の経済活動を主として貨幣的単位により記録・計算し、その結果を企業の利害関係者に報告する行為	
分類		<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 20px;">企業会計</div> <div style="margin-right: 10px;">— 会計情報の報告先 —</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">企業外部</div> <div style="margin-bottom: 5px;">財務会計</div> <div style="margin-bottom: 5px;">企業内部</div> <div style="margin-bottom: 5px;">管理会計</div> </div> </div>	
		財務会計	管理会計
定義		企業外部の利害関係者に対する会計情報の報告を目的とした会計	企業内部の経営者に対する会計情報の報告を目的とした会計
相違点	①会計情報の報告先	企業外部の利害関係者	企業内部の経営者
	②社会的規制の有無	(原則として)あり	(原則として)なし
	③会計情報の測定方法	主として貨幣的測定	貨幣的測定+物量的測定 ↓ ∴様々な経営意思決定のための情報が求められるため
	④会計情報の内容	不特定多数向け ↓ 主として過去の・要約的な情報	特定少数向け ↓ 過去の・要約的な情報 + 将来的・詳細な情報

論点 1-2

財務会計の目的に関する考え方

財務会計の機能たる情報提供機能と利害調整機能を説明したうえで、各機能を果たすために財務会計において算定される利益が備えるべき特質について説明しなさい。

■ Pattern ■ ☆☆

■ 過去の本試験における出題 ■ 平成11年度, 平成23年度

■ Point Flow ■

- | | | | |
|---|------------------------|---|-------------------|
| { | ・ 情報提供機能と利害調整機能の定義 | { | ・ 情報提供機能→業績表示性+理由 |
| | ・ 各機能を果たすために利益が備えるべき特質 | | ・ 利害調整機能→分配可能性+理由 |

■ 解答例 ■

情報提供機能とは、投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能をいう。また、利害調整機能とは、企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能をいう。

情報提供機能を果たすために財務会計において算定される利益が備えるべき特質は、業績表示性である。これは、投資者が投資意思決定を行う場合、投資先企業の利益に着目して業績を判断するため、算定される利益は、当該企業の業績を的確に表示するものでなければならないと考えられるからである。

他方、利害調整機能を果たすために財務会計において算定される利益が備えるべき特質は、分配可能性である。これは、利害調整においては、企業が獲得した利益をどのように配分するかが問題となるが、会計情報に基づく剰余金の分配等は、一般に貨幣により行われるため、算定される利益は、資金的裏付けのある分配可能なものでなければならないと考えられるからである。

■Point List■

		財務会計の目的に関する考え方	
		会計責任説	意思決定有用性説
定義	<p>アカウンタビリティや受託責任(スチュワードシップ)と呼ばれることもある</p> <p>財産の委託と受託の関係を基礎として、受託者の委託者に対する報告責任の遂行を会計の目的とする考え方</p>	<p>投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報提供を会計の目的とする考え方</p>	
想定される当事者	<ul style="list-style-type: none"> 受託者(会計責任の履行者) = 株式会社(経営者) 委託者(会計責任の受益者) = (現在の)株主・債権者 会計人=監査人 	<ul style="list-style-type: none"> 情報作成者 = 株式会社(経営者) 情報利用者(投資者) = (現在及び将来の)株主・債権者・監督官庁etc... 会計人=監査人 	
重視される会計情報	財務諸表の背後にある作成手続や計算過程	計算結果である財務諸表そのもの	
果たすべき財務会計の機能	<p>利害調整機能(契約支援機能)</p> <p> </p> <p>企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能</p>	<p>情報提供機能(意思決定支援機能)</p> <p> </p> <p>投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能</p>	
具備すべき利益の特質	<p>分配可能性</p> <p> </p> <p>利害調整においては、企業が獲得した利益をどのように配分するかが問題となるが、会計情報に基づく剰余金の分配等は、一般に貨幣により行われる</p> <p>↓</p> <p>∴算定される利益は、資金的裏付けのある分配可能なものでなければならない</p>	<p>業績表示性</p> <p> </p> <p>投資者が投資意思決定を行う場合、投資先企業の利益に着目して業績を判断する</p> <p>↓</p> <p>∴算定される利益は、当該企業の業績を的確に表示するものでなければならない</p>	

利害対立の前提には、利害関係者間における各種の契約が存在しており、その契約が成立するためには会計によりそれぞれの持分を計算する必要があるため、契約支援機能と呼ばれることもある

論点 1-3

我が国の制度会計

金融商品取引法会計と会社法会計の主たる目的を明らかにしたうえで、当該目的がどのようにして達成されているか説明しなさい。

■ Pattern ■ ☆

■ Point Flow ■

- ・ 金融商品取引法会計と会社法会計の定義及び主たる目的
- ・ 目的達成の方法
 - ・ 金融商品取引法会計→財務諸表の作成・開示＋監査
 - ・ 会社法会計→計算書類の作成と分配可能額の算定

■ 解答例 ■

金融商品取引法会計とは、金融商品取引法の規制の下に行われる会計であり、投資者に対して投資判断のための有用な情報を提供し、国民経済の適切な運営と投資者保護を図ることを主たる目的としている。金融商品取引法会計においては、財務諸表の作成と開示及びそれに対する監査という企業内容開示制度を通じて、投資者が保護されることにより金融商品取引法会計の目的が達成される。

他方、会社法会計とは、会社法の規制の下に行われる会計であり、剰余金の分配規制を通じて株主と債権者との利害を調整し、債権者保護を図ることを主たる目的としている。会社法会計においては、計算書類が作成され、その計算書類を基礎とした分配可能額の算定を通じて、債権者が保護されることにより会社法会計の目的が達成される。

■Point List■

		我が国の制度会計		
財務会計の分類	財務会計 — 社会的規制 <ul style="list-style-type: none"> あり — 制度会計 — 規制する法令 <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法 — 金融商品取引法会計 会社法 — 会社法会計 法人税法 — 税務会計 なし — 非制度会計 — インベスター・リレーションズ(IR)等 			
		我が国の制度会計は、主として金融商品取引法・会社法・法人税法の3つの法律に組み込まれていることから、一般にトライアングル体制と呼ばれている		
		トライアングル体制		
		金融商品取引法会計	会社法会計	税務会計
定義		金融商品取引法の規制の下に行われる会計	会社法の規制の下に行われる会計	主として法人税法の規制の下に行われる会計
会計規範		<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法 ・金融商品取引法施行令 ・財務諸表等規則 ・企業会計基準etc… 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法 ・会社法施行規則 ・会社計算規則 ・電子公告規則etc… 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税法 ・法人税法施行令 ・法人税法施行規則etc…
作成書類		財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・附属明細表 	計算書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・事業報告 ・附属明細書 	法人税申告書等 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税申告書(別表) ・決算報告書 ・勘定科目内訳明細書 ・法人事業概況説明書
		なお、連結財務諸表とは以下をいう ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結包括利益計算書 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結キャッシュ・フロー計算書 ・連結附属明細表	なお、連結計算書類とは以下をいう ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結注記表	
主たる目的		投資者に対して投資判断のための有用な情報を提供し、国民経済の適切な運営と投資者保護を図ること 企業内容開示制度(ディスクロージャー制度)という	<ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の分配規制を通じて株主と債権者との利害を調整し、債権者保護を図ること + ・株主と債権者に対して企業の財政状態及び経営成績を開示すること 	会社法上の利益を基礎に課税所得を算定(確定決算主義)し、課税の公平性と租税収入の確保を図ること
目的達成の方法		財務諸表の作成と開示及びそれに対する監査	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類の作成と開示及びそれに対する監査 + ・計算書類を基礎とした分配可能額の算定 	法人税申告書の作成と提出 税務会計の目的が課税所得計算にあることから、情報提供機能が期待されるものでないことは明らかであるが、政府との契約を前提として、利害調整機能が果たされていると考えることができる
果たされる財務会計の機能		情報提供機能	主として利害調整機能	(利害調整機能)

論点 1-4

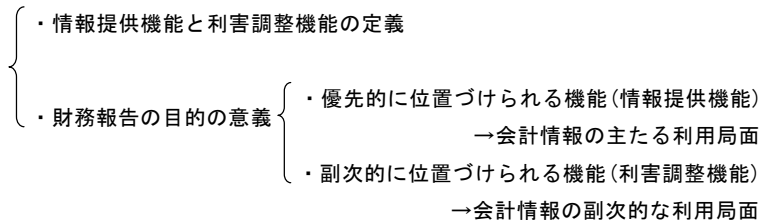
概念フレームワークにおける財務報告(財務会計)の目的と機能

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における財務報告(財務会計)の機能たる情報提供機能と利害調整機能の位置付けについて説明しなさい。

■ Pattern ■ ☆☆

■ 過去の本試験における出題 ■ 平成 25 年度

■ Point Flow ■



■ 解答例 ■

情報提供機能とは、投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能をいう。また、利害調整機能とは、企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能をいう。

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況、すなわち、投資のポジションとその成果を開示することとされている。つまり、財務報告の目的は情報提供機能を果たすことであり、このことから財務会計の機能のうち情報提供機能が優先的に位置づけられる機能であると考えられる。また、この下で会計情報は投資意思決定に利用されるのである。

これに対し、利害調整機能は、財務報告の目的たる情報提供機能を果たした結果生み出される情報の1つの利用局面の問題であり、副次的な機能と位置付けられている。また、この下で会計情報は分配可能利益計算や課税所得計算等の投資意思決定という主たる利用以外に利用されるのである。

■Point List■

概念フレームワークにおける財務報告(財務会計)の目的と機能					
財務報告(財務会計)の目的					
意義	<p>証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいい、これらを現に保有する者だけでなく、これらを保有する可能性のある者を含んでいる</p> <p>投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況(投資のポジション+その成果)を開示すること</p> <p>∴概念フレームワークにおける財務報告の目的 =意思決定有用性説の考え方</p>				
財務報告(財務会計)の機能					
	<table border="1"> <tr> <th>情報提供機能(意思決定支援機能)</th> <th>利害調整機能(契約支援機能)</th> </tr> <tr> <td>投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能</td> <td>企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能</td> </tr> </table>	情報提供機能(意思決定支援機能)	利害調整機能(契約支援機能)	投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能	企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能
情報提供機能(意思決定支援機能)	利害調整機能(契約支援機能)				
投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能	企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能				
優先的に位置付けられる機能 ↓ 会計情報の主たる利用局面	<p>情報提供機能</p> <p>↓</p> <p>投資意思決定に利用</p> <p>情報提供機能を果たした結果生み出される情報が利害調整の局面で利用される</p>				
副次的に位置付けられる機能 ↓ 会計情報の副次的な利用局面	<p>利害調整機能</p> <p>↓</p> <p>投資意思決定という主たる利用以外に利用 (分配可能利益計算、課税所得計算等…)</p>				
各機能を担う法令	<table border="1"> <tr> <td>金融商品取引法・(会社法)</td> <td>会社法・法人税法</td> </tr> </table>	金融商品取引法・(会社法)	会社法・法人税法		
金融商品取引法・(会社法)	会社法・法人税法				

論点 1-5

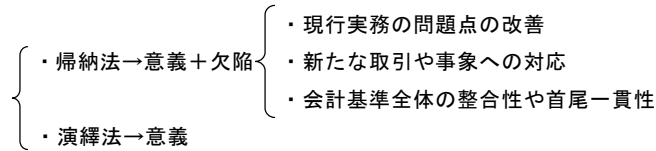
会計基準を設定する方法

会計基準を設定する方法として帰納法と演繹法の意義を説明したうえで、帰納法の欠陥について説明しなさい。

■ Pattern ■ ☆

■ 過去の本試験における出題 ■ 平成 25 年度, 平成 26 年度

■ Point Flow ■



■ 解答例 ■

帰納法とは、現実に行われている会計実務を観察し、その中からよりいっそう一般的・共通的なものを抽出することによって会計基準を設定する方法をいう。他方、演繹法とは、会計の目的や資産・負債などの基礎概念を先に規定したうえで、それと矛盾しないように会計基準を設定する方法をいう。

帰納法による会計基準の設定には、以下のような欠陥が存在すると考えられる。

まず、現状は認的なルールが形成されやすいため、現行実務に問題があっても、それを改善するような会計基準が形成されにくい。次に、過去に存在しなかった新たな取引や事象が発生した場合には、いまだ会計慣行が成熟していないため、これに対応することができない。さらに、個別のトピックスごとに形成された会計基準は、相互に矛盾をきたす可能性があり、また、会計処理を巡る利害対立の存在する分野では、業界団体等の圧力が介入した場合に、それを押し返すための論拠を見つけにくいため、会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない。

■Point List■

		会計基準を設定する方法	
		帰納法(帰納的アプローチ)	演繹法(演繹的アプローチ)
定義		現実に行われている会計実務を観察し、その中からよりいっそう一般的・共通的なものを抽出することによって会計基準を設定する方法	会計の目的や資産・負債などの基礎概念を先に規定したうえで、それと矛盾しないように会計基準を設定する方法
帰納法の欠陥↓演繹法の優位性	① 現行実務の問題点の改善	現行実務に問題があっても、それを改善するような会計基準が形成されにくい ↓ ∴現状是認的なルールが形成されやすいため	現行実務のどこに改善の余地があるのかを白紙の状態で見ることが出来る ↓ ∴現行実務が正しいという前提に基づいているわけではないため
	② 新たな取引や事象への対応	過去に存在しなかった新たな取引や事象が発生した場合には、これに対応できない ↓ ∴いまだ会計慣行が成熟してなく会計基準を設定することができないため	新たな取引や事象が発生した場合にも容易に対応できる ↓ ∴規定された基礎概念から会計基準を設定することができるため
	③ 会計基準全体の整合性や首尾一貫性	会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない ↓ ∴個別のトピックスごとに形成された会計基準は、相互に矛盾をきたす可能性があるため + 会計処理を巡る利害対立の存在する分野において、業界団体等の圧力が介入した場合には、それを押し返すための論拠を見つけにくい	会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される ↓ ∴会計基準が論理的に体系づけられるため
具体例		企業会計原則 企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準	・会計公準からの会計基準の設定 ・概念フレームワークからの会計基準の設定 あまにも当然すぎて、個々の会計基準を導出するため橋渡しになりにくかった

帰納法によると、既に実務で広く普及している会計処理を会計基準としてルール化するものであるため遵守されやすいという長所もあるが、近年ではその欠陥が問題視されている

企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準

論点 1-6

金融商品取引法における連結先行論

現在の企業会計基準委員会（ASBJ）による基準開発においては、「連結先行」の考え方に基づき、コンバージェンスを推進しているものと考えられるが、この「連結先行」の考え方とは何か、趣旨とともに説明しなさい。

■Pattern■ ☆

■Point Flow■

「連結先行」の考え方
の意義

}

- ・趣旨
- ・内容

■解答例■

「連結先行」の考え方とは、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方をいう。

■Point List■

	金融商品取引法における連結先行論
「連結先行」 の考え方 の意義	<p>コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「連結先行」の考え方</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方をいう</p>
ダイナミック・ アプローチ の意義	<p style="text-align: center;">ダイナミック・アプローチ</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>「連結先行」の考え方の1つであり、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準の双方がダイナミックに発展・変化していく中で、両者の間の整合性を確保しつつ、両者の間のズレを時間軸の中で容認する考え方をいう</p>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」における包括利益の表示 ・企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」における数理計算上の差異等の会計処理 <p style="text-align: right;">etc...</p>